

## (1) 最近の民間の石綿除去工事の危険性について

### ①石綿除去工事の変貌 — 公的工事から民間工事主体に変化 —

石綿除去工事は、吹付け石綿の問題に気づいた国や自治体の建物工事として1980年代後半から開始され2005年のクボタショックで開放部についてかなり自覚され、除去工事も行われた。一方民間建築物で2005年以降によりやく建物所有者にかなり自覚されたといえるが、現状でもかなり残存していると言わざるを得ない。2010年段階で関東の有数の石綿除去業者数社に名取がヒアリングした際、「2010年段階で石綿除去工事の80%以上は民間工事となった。2007年以前の公的工事主体の時期は施主から法律巡視優先を指導されたが、2010年の民間施主時代となり解体・除去コスト削減優先となり石綿除去工事にとり法律順守を守りにくい構造がうまれてきている。」という懸念すべき内容が聞かれた。

### ② 解体・改築前の石綿含有建材 事前調査の実態

日本は現在、国による建物の石綿含有建材の統一的な調査票を定めていない段階にある(国土交通省が2011～2012年現在モデル事業を施行中)。スーパーゼネコンの一部が共通的なチェックを自主的に行っているが、中小規模のゼネコンでの既存建物の事前調査の質についてはかなり疑問点が残る。ゼネコンと設計事務所が事前に調査した上で、ゼネコンから内装解体業、石綿除去業、解体業、電気業等に仕事が発注され現地調査が行われる。業界内でも優秀な石綿除去業が仕事を受けた場合は、現地調査段階で石綿含有建材の見落とし等を発見しゼネコンに指摘し一定の改善が図られる。ゼネコンの事前調査能力及び法的順守能力が低ければ(安くても工事がしたい)、十分な事前調査は行われず優秀な石綿除去業より安い価格で請け負う石綿除去業が選択される工事となりうる。

### ③ 最近の石綿除去工事の実態

- ・2008年～12年国土交通省アスベスト対策WG委員 全国自治体モデル工事審査に関与
- ・2006年から石綿除去業の産業医として、月1回都心のA区、B区、C区、D区等の巡視が多い。比較的模範工事を見る場合が多いが・・・。
- ・文京区でも、民間工事で石綿関連の違法工事は起きていると懸念される。
- ・文京区の体制は、最近強化されているだろうか？
- ・ゼネコンや石綿除去業から見た自治体 自治体の担当者に応じ工事はなされている。
- ・建設リサイクル法の届出数と石綿建材

## (2) 文京区 大気汚染防止法・建設リサイクル法関連部局 研修の提案

- ・ 2012 年夏～秋 文京区環境政策課・建設課（リサイクル関連部署向け）
- ・ 座学講習 1 日 + 現場研修（可能な範囲）
- ・ 講師数名 名取委員 + 推薦指導員数名（ゼネコン、測定、石綿除去）
- ・ 内容 工事関連提出書類のチェック方法 現場巡視におけるチェックの方法  
自治体職員向けマニュアルの作成 等

### (理由)

- (1) 文京区の石綿関連の体制は、さしがや保育園の事故を受け 2000 年以降充実した。全ての体制は第三者によるモニターが本来必要だが、実施されているか？
- (2) 最近の石綿除去業と建設業の変化に対応した研修が、早急に必要である。
- (3) 5 月文京区に石綿関連工事の件で訪問したが、今後の研修の必要性を痛感した。
- (4) 自治体独自の研修を、現場工事に詳しい講師により行わないと、大気汚染防止法に基づく違法工事、建設リサイクル法違法工事は防げない。

## (2) 省庁等の石綿除去工事関連の動向と参画

### ①国土交通省の動向

石綿含有建材調査者モデル事業 2012 年秋 是非文京区建築部署から参加者をだす。

### ② 環境省 省略

## (3) 参考事項

### ①時代の経済状況に連動する建設業工事

建設業は経済状況に大変影響受けやすい。産業活動が活発で新工場や新店舗を新設する時期には既存建物の解体と新築は増加するが、産業活動が停滞する時期は既存建築物を何とか使用し続け解体と新築工事は行われにくい。2008 年 9 月リーマン・ブラザーズの負債総額約 64 兆円の倒産は株価為替の大暴落から世界的な金融危機を招き大不況となり、日本

でも解体工事が極めて少ない規模の影響をもたらした。その後経済の回復と共に東京での解体と新築工事は増加してきているが、日本経済の長期低迷傾向と相まって 1960 年代～70 年代の建物が現在も使用されている場合も散見される。建物の解体時期がやや延長されている傾向かと思われる。

## ②建設工事における石綿除去工事

吹付け石綿のある鉄骨や鉄筋の一定規模の建築物の建設工事で石綿除去工事は、主に以下の 3 種として行われる。新築工事に伴う解体工事（の一部の石綿除去工事）、解体工事に伴う石綿除去工事、建物は既存のまま他の部分が使用中での部分的改修工事に伴う石綿除去工事である。

新築工事の場合は、ゼネコンが施主はゼネコンと設計者に新しい建物の細かい注文は行うが、解体工事は極めて付随的工事の一つである。日本は現在、国による建物の石綿含有建材の統一的な調査票を定めていない段階にある（国土交通省が 2012 年現在モデルを施行中）。スーパーゼネコンの一部が共通的なチェックを自主的に行っているが、中小規模のゼネコンでの既存建物の事前調査の質についてはかなり疑問点が残る。ゼネコンと設計事務所が事前に調査した上で、ゼネコンから内装解体業、石綿除去業、解体業、電気業等に仕事が発注され現地調査が行われる。なおゼネコンの現場所長の工事における権限は強い。業界内でも優秀な石綿除去業が仕事を受けた場合は、現地調査段階で石綿含有建材の見落とし等を発見しゼネコンに指摘し一定の改善が図られる。ゼネコンの事前調査能力及び法的順守能力が低ければ（安くても工事がしたい）、十分な事前調査は行われず優秀な石綿除去業より安い価格で請け負う石綿除去業が選択される工事となりうる。

解体工事では、請け負った解体工事業の質により、同様のことがおきる。

改修工事は人が側にいるため、石綿のリスクでは最も危険なことが起きうる。

## ③石綿除去工事施行業者間の競争 省略

## ④ 関連する報道資料

①毎日新聞（2011. 2.）「記者の眼」

②岩波新書「アスベスト広がる被害」第 5 章 P136～P145

③朝日新聞（2012. 5. 23） ④日本医事新報（2012. 5. 26）「プラタナス」